

静岡県告示第 389 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 定期検査日程

検査区域 森町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
7月24日(月)	午前10時30分～午後3時	森町役場	森町森2101-1
7月25日(火)	午前10時30分～午後3時		
7月26日(水)	午前10時30分～午後3時		
7月27日(木)	午前11時～午後2時30分	三倉総合センター	森町三倉826-2

検査区域 袋井市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
8月21日(月)	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所	袋井市浅名1028
8月22日(火)	午前10時30分～午後3時		
8月23日(水)	午前10時30分～午後3時		
8月24日(木)	午前10時30分～午後3時		
8月25日(金)	午前10時30分～午後3時	三川コミュニティセンター	袋井市友永147
8月28日(月)	午前10時～午後3時	袋井市役所	袋井市新屋1丁目1-1
8月29日(火)	午前10時30分～午後3時	山名コミュニティセンター	袋井市上山梨4-3-1
8月30日(水)	午前10時～正午	袋井西コミュニティセンター	袋井市川井582
	午後1時～午後3時	袋井南コミュニティセンター	袋井市高尾754-1
8月31日(木)	午前10時～午後3時	袋井北コミュニティセンター	袋井市久能1330-2
9月1日(金)	午前10時30分～午後3時	今井コミュニティセンター	袋井市太田687
9月4日(月)	午前10時～午後3時	袋井市役所	袋井市新屋1丁目1-1

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和 5 年 7 月 24 日から令和 5 年 9 月 15 日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 2 号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会